



発行
東京都

目次

告示

- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除：（環境局環境改善部化学物質対策課）…一
- 食品衛生管理者養成施設及び食品衛生監視員養成施設の登録変更：（保健医療局健康安全全部健康安全課）…二

告示

●東京都告示第六百九十五号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和六年東京都告示第千百三十六号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

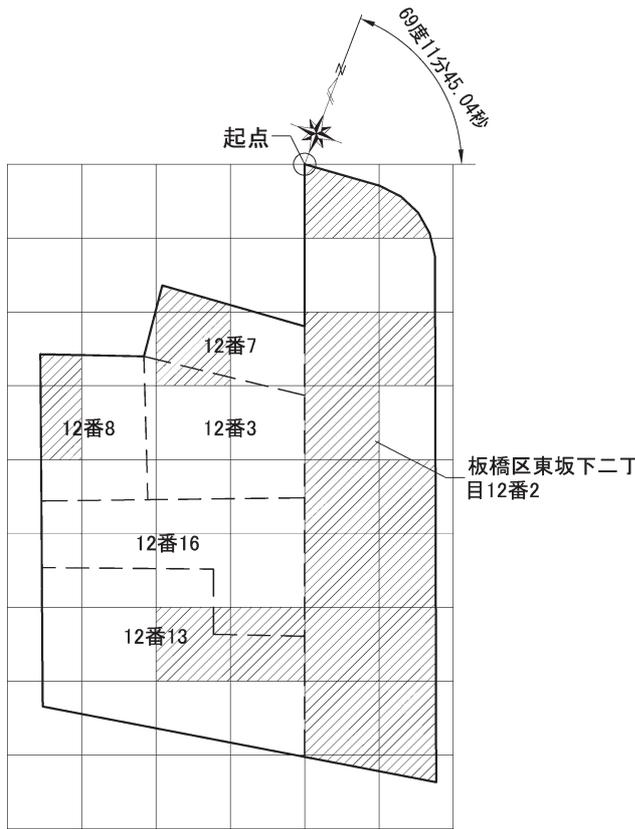
令和七年六月十日

東京都知事 小池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり（板橋区東坂下二丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準

- に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 四 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

別図



【凡例】

- 筆境界
- 調査対象地
- 単位区画
- ▨ 指定を解除する区域

【起点】

起点は、座標 (X=-23968.532、Y=-13044.478) とする。
 ※起点の座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。

【格子の回転角度 69度11分45.04秒】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価

本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001



●東京都告示第六百九十六号

食品衛生法施行令(昭和二十八年政令第二百二十九号)第十六条(同令第九条第二項において準用する場合を含む。)の規定により、食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第四十八条第六項第三号及び同令第九条第一項第一号の登録を受けた養成施設について、次のとおり変更する旨の届出があったので、同令第二十条第二号(同令第九条第二項において準用する場合を含む。)の規定に基づき告示する。

令和七年六月十日

東京都知事 小池 百合子

名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
日本女子大学食料学部栄養学科		日本女子大学食料学部栄養士専攻	日本女子大学食料学部栄養学科	令和七年四月一日
日本女子大学食料学部		日本女子大学食料学部	日本女子大学食料学部	同右
日本女子大学食料学部		日本女子大学食料学部	日本女子大学食料学部	同右